

子ども手当の財源はすべて国費とすることを求める意見書

新政権のもとで新設する子ども手当の財源として、現行の児童手当の廃止を初め、所得税の扶養控除と配偶者控除の廃止が検討されている。子育て世帯にとっては、子ども手当が支給される代わりに、現行の児童手当が廃止され、所得税が増税となる。三鷹市では、配偶者控除・扶養控除の廃止による影響は、約3万3,700人の市民に、8億2,000万円の負担となると試算されている。さらに保育料などの子育て支援措置に係る自己負担分の多くが、所得税額を基準にしているため、扶養控除の廃止による所得税増税が、雪だるま式の負担増を招くことになる。子ども手当が支給されない扶養家族を持つ世帯は、扶養控除廃止による所得税増税の影響をまともに受けることとなる。

また、三鷹市の財政にも重大な影響を及ぼすことになる。「安心して子育てができる政策」として導入される「子ども手当」が子育て世代などに痛みを押しつけ、市民負担と市財政を圧迫することのないよう要望する。

また、子育て支援では、深刻な保育園の待機児対策や医療費助成などに取り組むことを要望する。

よって、本市議会は、政府に対し、子ども手当の財源は、すべて国費とすることを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

三鷹市議会議長 田 中 順 子